



(題字 高田 昂 筆)

発行所／日本産業衛生学会関東地方会事務局 〒144-8535 大田区西蒲田5-23-22 (<http://jsokant.umin.jp/>)  
東京工科大学医療保健学部産業保健実践研究センター内 発行責任者／五十嵐千代 jsok\_kanto@sanei.or.jp



黒部ダム(富山県)放水の様子と殉職者慰靈碑  
建設の偉業と労働安全衛生の重要性を知る  
写真提供:岡本博照先生  
(杏林大)

## 読書を通じて対応力アップ<sup>°</sup>

東川 麻子 (日本産業衛生学会 理事) 株式会社OHコンシェルジュ 代表取締役



産業医として25年以上の経験の中で、従業員の訴え方やコミュニケーションの変化を強く感じている。かつては症状の表現は人によって異なり、多様さ、感じ方の違いを学ぶことができたが、最近は若い世代を中心に「調子が悪い」「やばい」など漠然とした表現が多く、具体的に言語化できないケースが増えている。画像で伝える文化が広がり、言葉で説明する力が弱まっているのかもしれない。その際、産業保健職が丁寧にヒアリングし、「○○という感じ?」と多様な表現カードを提示すると、「そうそう、こういう感じ!」と共感できる内容を選び出すことは得意なようだ。これからは面接対象者を正しく理解するには、表現カードを多く持つことが求められるだろ

う。そのために多くの事例を経験することが望ましいが、一方、経験できる事例には限りがある。そこで有効なのが「読書」による追体験だろう。特に「お仕事小説」といわれるジャンルはその業種の特徴や職場の人間関係、心の動きを理解する助けるとなる。また、うつ病の既往や末期がんを公表していた山本文緒氏の作品のように、専門書にはない心情の言語化からは学びが多い。

さらに昨年弊社内に図書コーナーを設置したところ、読書経験や感想を共有することでコミュニケーションが活性化し、選書の幅も広がった。芥川賞受賞作「おいしいごはんが食べられますように」はケーススタディとして読んでみるのもよいだろう。

年始にあたり、皆さんも産業保健の対応力向上と楽しみを兼ねた読書計画を立ててみてはどうだろうか。

## 特集記事 治療と仕事の両立支援



### 治療と仕事の両立支援をめぐる 現状と課題、今後の展望

増田将史  
(株式会社 Smart OHW)

#### はじめに

2025年の労働施策総合推進法改正により、「治療と仕事の両立支援」(以下、両立支援)が事業者の努力義務として規定された。これを受け、厚生労働省において「治療と仕事の両立支援指針」の策定に向けた検討が進められている(本稿執筆時点)。本稿では、策定中の指針案に対する実務的・法的な課題を整理するとともに、産業保健専門職が果たすべき役割、そして両立支援の普及に必要な社会的基盤について考察する。

#### 1. 両立支援指針(案)における法的整合性と実務上の懸念

現在検討されている両立支援指針は、過去に厚生労働省が策定した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の内容を踏襲する方針が示されている。指針の方向性そのものに異論はないが、正式な行政指針として策定される以上、既存法令との整合性については慎重な検討が必要である。

##### (1)労働契約法との整合性

両立支援を労働契約の観点から解釈すれば、その本質は「私傷病という労働者側の事情により、契約上の労務提供義務を部分的に免除または変更すること」にある。労働契約法第3条第3項には「労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする」と規定されており、両立支援はまさにこれの具現化である。

しかしながら、同法では「労使対等の合意」(第1項)や「権利濫用の禁止」(第5項)といった原則も示されている。労働者からの申出のみに基づき、労務提供の内容や範囲を一方的に変更することは、本来の法令趣旨とは馴染まない側面がある。しかし、過去のガイドライン等ではこうした法的整理が十分になされておらず、今回の指針案においても、ノーワーク・ノーペイの原則に基づく給

与減額の扱いや、他の労働者との公平性確保(同一労働同一賃金)といった実務上の重要課題に対する具体的な手続きが示されていない。法令面・実務面の拠り所が不明瞭であることが、現場における両立支援普及の阻害要因となっていることは否めない。

##### (2)労働安全衛生法および関連法令との整合性

指針案では、両立支援の意義を健康管理になぞらえて説明しているが、その記述には拡大解釈と思われる箇所が散見される。

例えば、健康診断については、「業務に従事することによって、疾病を発症したり、疾病が増悪したりすることを防止するための措置などを事業主に求めているものである」という記載がある。しかし、現行の法定健診項目には、前回の健康診断以降の既往歴を聴取することは求められているが、「現病歴」の聴取は含まれておらず、診断確定のための精密検査も事業者の義務とはされていない。「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」においても、健診の主目的は「労働者の健康の確保」(就業区分の決定)や「健康障害防止」であり、個人の疾病発見・治療を主眼とはしていない。指針案にある、疾病の発見・治療が主目的であるかのような記述は、労働安全衛生法における事業者責任の範囲を逸脱し、産業保健の現場に無用な混乱を招く懸念がある。

両立支援指針は2026年に正式公表される見込みである。最終的な内容がいかなるものであれ、制度の更なる普及と発展のためには、労働者の安心確保のみならず、事業主が抱える法的・実務的懸念を解消し、健康管理の本来の目的や位置づけが毀損されないよう配慮することが不可欠である。

#### 2. 産業保健職が担うべき役割と活動の方向性

##### (1)両立支援の適用範囲と「職場復帰」との整理

2025年4月公開の「メンタルヘルス不調者の主治医向け支援マニュアル」では、新たな就業継続支援の考え方が示された。これは、休業の有無や「現職元職復帰の原則」に拘泥せず、業務量調整や職場環境配慮を通じて、治療しながら無理なく就業を継続できるよう長期的に支援するというものである。

これは両立支援の理想的な道標であるが、実務上は從来の「職場復帰支援」との棲み分けが課題となる。多くの企業では、復職プログラムにおいて「一定期間内に通常勤務へ戻ること」を前提としており、完全復帰までは異動や昇進を制限する運用も見られる。労働契約に基づく以上、本来的には契約通りの労務提供への復帰が求められるべきであり、無期限の配慮は現実的ではない。

現場の運用としては、一定期間の療養で回復が見込まれるケースにおいては、從来通り元職復帰を前提とした職場復帰支援を優先し、長期的な配慮(両立支援)が必要なケースと明確に区分することが、労使双方にとって納得性の高い対応となるだろう。

### (2)産業医・産業保健専門職のスタンス

指針案等では、対象者の就業可否判断について産業医の意見を求めている。しかし、産業保健専門職の役割は、単なる「就業禁止の判定役」に留まるべきではない。

もちろん安全配慮義務の観点から就業制限が必要な場面はあるが、より重要なのは「支援者」としての役割である。健康状態や残存機能を精緻に評価した上で、「何を禁止するか」ではなく「どのような配慮があれば能力を発揮できるか」という観点で就業意見を提示することが求められる。こうした前向きな介入事例(グッドプラクティス)を積み上げ、水平展開していくことがこれから専門職には求められる。

### (3)一次予防・二次予防への回帰の充実

予防医学の観点からは、疾病発症後の対策(三次予防)である両立支援以上に、早期発見・早期治療(二次予防)、そして疾病未然防止(一次予防)に注力すべきであることは論を俟たない。

多くの産業保健職は日々これらの活動に従事しているはずだが、その成果が見えにくいことが課題である。健康経営の文脈でも期待されている通り、産業保健活動による未然防止効果を「見える化」し、その価値を企業組織に示す時期に来ている。究極的には、一次・二次予防の取組の充実により、両立支援を必要とするケースそのものを減らしていくことが目指すべき姿である。

## 3. 両立支援の普及推進に必要な社会制度の変革

両立支援を真に社会に定着させるためには、

個々の企業の努力のみならず、以下のような制度的・構造的な変革が必要である。

### (1)事業者関与の強化と「発展的解消」への道筋

両立支援の推進には、労働契約の猶予を含む事業者の深い関与が不可欠である。「モデル就業規則」への規定化を含め、従前以上に強固な取り組みを事業者に求める政策誘導が必要であろう。

同時に、産業保健の長期的ビジョンとしては、前述の予防活動の成果として疾病者が減少し、結果として「両立支援」という特別な枠組みではなく、当たり前の配慮として埋め込まれるという「発展的解消」を目標として掲げるべきである。

### (2)公的支援およびコスト負担の仕組み

経営資源に乏しい中小企業等にとって、体制整備の導入、生産性の低下を伴う両立支援は大きな負担となる。普及を加速させるためには、理想論だけではなく経済的なインセンティブが必要となる。

例えば、労働災害における労災保険給付のように、両立支援に伴うコストを補填する公的な保険制度(「両立支援」保険)の創設、あるいは既存の労災保険の活用(給付対象範囲の拡大)が考えられる。両立支援を受けることに伴う賃金減少分については、就労可能ながら完全な労務提供ができない状態をカバーするGLTD(団体長期障害所得償保険)のような仕組みを整備する等、両立支援実施に意欲のある企業と、両立支援の対象となる労働者双方の負担や損失を軽減する方策が求められる。

### (3)雇用慣行の変革：時間管理から成果重視へ

日本の雇用慣行は、依然として所定時間内の在社と業務遂行を重視する「時間管理型」が主流である。そのため、治療による時短勤務は「不完全な労務提供」と見なされ、評価やキャリアにおける不利益に直結しやすい。これが両立支援の利用を躊躇させる要因の一つであると思われる。

この課題を解決するためには、勤務時間ではなく業務成果に基づいて評価を行う人事制度への転換が不可欠である。管理監督者や裁量労働制適用者に限らず、求める成果が出ていたのであれば、労働時間の長短を問わない柔軟な働き方を容認する文化を醸成すべきである。労働者としての地位を維持しつつ、多様な働き方を許容する社会への変革こそが、真の意味での両立支援普及への鍵となるだろう。

**令和7年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」功労賞 受賞の声****厚生労働大臣「功労賞」を受賞して**

堤 明純  
(北里大学)

このたび、令和7年度安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰「功労賞」を受賞しました。日本産業衛生学会関東地方会の一員として、たいへん光栄であり、これまでご指導をいただきました先生方、仕事をご一緒させていただいた共同研究者、実務者、関東地方会をはじめとする学会関係各位、そして、研究に参加いただいた皆様に、心から感謝いたします。

私は、1987年に自治医科大学を卒業後、福岡県内医療機関にて地域医療に従事しておりました。ご縁があって1997年に久留米大学医学部環境衛生学講座に助手としてお世話になることになり、産業衛生の学び直しをし、日本産業衛生学会に入会しました。2001年から岡山大学大学院衛生学・予防医学分野で、職業性ストレスを研究する幸運に恵まれたことが、現在の私の研究活動の基盤となっています。2006年から奉職した産業医科大学では、産業医実務研修センターで産業医科大学病院の産業医も経験させていただき、実務の上での大きな財産になりました。2012年より北里大学医学部公衆衛生学の教授を拝命し、関東地方会の一員として活動させていただいております。2017年より日本産業衛生学会の理事を拝命しております。

今回の受賞に恥じぬよう、また、学会員の皆様のお役に立てるよう、改めて尽力できればと考えています。関東地方会の皆様には、引き続きご指導をよろしくお願ひいたします。

**令和7年度  
中央労働災害防止協会 顕功賞 受賞の声****顕功賞を受賞して**

宮川宗之  
(労働安全衛生総合研究所)

令和7年度中央労働災害防止協会顕功賞を受賞しました。勤務していた研究所の歴代所長や許容濃度等に関する委員会の大先輩の方々の名前を過去の受賞者一覧で拝見し、私には身に余る光栄との思いから授賞式では大変緊張しました。これまで支えていただいた日本産業衛生学会関係者に感謝申し上げたい。

1979年に旧労働省産業医学総合研究所に入所し労働衛生に関わることとなった。35年間勤務し、化学物質の有害性評価のための実験とリスク評価の分野で仕事をした。当初は採用時に坂部所長から提案された神経毒性評価のための行動試験法(動物実験)の研究を行った。リスク評価に関わるようになったのは櫻井所長の時からで、当時櫻井先生の講演を拝聴したのが仕事をする上での基礎となった。このころ、国が物質を指定してリスクアセスメントを行うこととなり、有害性評価書を作成してリスクの判定基準(評価値)を定め、ばく露状況からリスクを判断するという国の仕事に関わることとなった。また、産衛学会の許容濃度等に関する委員会にも加えていただいた。さらに、職場のリスクアセスメントで重要な情報元となるSDSに関する国際基準GHSの原案作成会議にも参加し、GHSの国内普及、政府モデル分類やモデルSDS作成にも関与することができたが、これらは化学物質の危険有害性を調べる上で有用な公開情報となった。国の労働衛生の研究機関の職員・OB(フェロー研究員)として一連の業務に携わることができたが、今回の受賞は様々なチームで先輩から学びつつ長いこと化学物質のリスクの評価と管理の仕事に携わられた結果であり、この幸運に感謝している。

研究所採用時の初任者研修では、労働省の職員として労働者のために働くようにといった趣旨の訓示を受けた。今回の受賞で、それを多少なりとも認めていただけたのではないかと嬉しく思っている。

**令和7年度 中央労働災害防止協会  
緑十字賞 労働衛生 受賞の声****緑十字賞受賞に寄せて**

岡崎浩子  
(三井化学株式会社)

このたび、幸運に恵まれ、令和7年度の緑十字賞を頂いた。今まで関わってくださった皆様に心から感謝申し上げる。

わたくしは、産業医科大学を卒業後、同大学放射線科学講座に在籍し、大学病院を中心に勤務した。放射線科(診断)専門医を取得後、三井化学(株)岩国大竹工場にて初めて産業医として勤務した。その後、労働衛生機関(健診医、健診画像の読影、嘱託産業医等)や大学で勤務(産業医実務研修センターと大学病院放射線科兼務)したが、産業衛生専門医取得をきっかけに、縁あってまた三井化学(株)の本社で働いている。

三井化学(株)の健康管理室には、指導いただける上司(統括産業医)や産業医を含めた経験豊富な専門職がいる。また、同じ医局出身者や部活の先輩・後輩、同期には、産業医経験者が多く、働く上で大変恵まれている(いた)と思う。

放射線科・健診機関での経験は、健診対応・画像読影のみでなく、健診機関の選定等にも役立った。また放射線科での研究・学会発表や学位取得の経験が、データの見方や課題検討、効率化やDXの理解にも大いに役に立っていると感じる。

産業医になってからは、自身の立ち位置やスタンスに悩んだ時期もあったが、上司や先輩方のアドバイスもあり、ある程度、自分なりの考えを持つようになった。

また、三井化学(株)では、産業医業務のみでなく、組織の長となり部門長としての対応も経験するため、組織への理解や物の見方が広がり深くなったように感じ、職場対応の検討時や相談時等の対応にも影響していると思う。

今後も、直接管理している事業所のみでなく、会社全体への影響や将来も意識しながら、何をやるのか皆で考えながら取り組んでいきたいと考えている。引き続き、ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げる。

**令和7年度 中央労働災害防止協会  
緑十字賞 労働衛生 受賞の声**

中央労働災害防止協会  
緑十字賞を受賞して

鷹屋光俊  
(労働安全衛生総合研究所)

この度、第84回全国産業安全衛生大会に於いて、緑十字賞(労働衛生)を授与された。昭和62年に労働省に入省し、産業医学総合研究所(当時)に配属されて以来、多くの諸先輩方に指導を受け、同僚に恵まれたことで、今回の受賞に至った訳で、まずは私の研究活動に関わり、支えていただいた方々に感謝申し上げたい。

さて、労働安全衛生の向上に寄与することは、私が所属する独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所(安衛研)の本来業務であり、その職務に精励するのは当然である。そのため、今回の受賞は面映ゆいものではあるが、長年の活動を評価いただいたことに感謝している。

安衛研は研究機関である以上、学術的成果を挙げ社会に貢献することが最も重要である。しかし、労災保険という公的資金で運営される日本唯一の研究機関(ナショナルセンター)として、我々は他の研究機関とは異なる責務を負っている。研究成果を論文や学会発表で公表するだけでは不十分であり、研究成果の法令や規格への反映、行政や現場での活用を通じて初めて仕事が完成するのである。私自身も、研究活動に加え、行政の各種検討会で現場と研究室内の両方で得た知見を提供するよう努めてきた。その結果、トンネル内の粉じん測定や石綿関連等、研究成果が法令に反映された事例もある。単に論文を書くのではなく、こうした取り組みを続けてきたことが評価され、今回の受賞につながったと考えている。

国民から研究所を預かっている所長として、研究員諸氏には研究所にとどまらず、現場や社会で成果を活用する姿勢を持ってほしいと願っている。加えて、安衛研がより社会に貢献できる組織となるため、今何をすべきかを今回の受賞を機に、改めて考えているところである。

令和7年度 中央労働災害防止協会  
緑十字賞 労働衛生 受賞の声

緑十字賞を受賞して

山野優子  
(昭和医科大学)

このたび、令和7年度の緑十字賞(労働衛生)を賜りました。これまで長年にわたり、ご指導、ご支援くださいました先生方、現場の皆さま、そして日本産業衛生学会の皆さまに心より感謝申し上げます。

大学卒業後、何もわからないまま東女医大の衛生学教室に入り、故・石津澄子先生のもとで、農薬の毒性研究に携わったことが、本学会活動の出発点でした。気がつけば、それから40年が経ちました。先生から折に触れて伺った労働衛生分野でのご苦労や歩みに学びつつ、動物実験や現場調査を積み重ねてまいりました。今日の私があるのは石津教授のご指導に始まるものであり、改めて深く感謝申し上げます。

なかでもくん蒸剤である臭化メチル中毒については、毒性発現メカニズムの解明から中毒の確定診断、さらには中毒ゼロを目指した教育活動に至るまで、継続して取り組んでまいりました。その他の化学物質についても、動物実験や疫学調査を通じて生体影響の解明を進めるとともに、メタボロミクスを活用した早期影響マーカーの探索や、生物学的モニタリングに有効なツールや分析手法の開発にも尽力してきたところです。

これらの取り組みを評価いただいたての受賞と受けとめております。

学会活動においては、長年にわたり許容濃度委員会での発がん性分類小委員長を務め、産業化学物質の発がん性の評価に携わってまいりました。また、産業衛生技術部会の地方会部会長として、専門家間の技術交流を促進するとともに、全国の他部会とも連携した研修会の開催や、若手育成の機会づくりなどにも力を注いでおります。

今回の受賞を新たな励みとし、今後も産業衛生の発展に微力ながら貢献してまいりたいと存じます。



工場調査にて

おめでとうございます

令和7年度  
安全衛生に係る優良事業場、団体又は  
功労者に対する厚生労働大臣表彰

功労賞  
堤 明純先生  
(北里大学)

功績賞  
川本俊弘先生  
(中央労働災害防止協会)

令和7年度  
中央労働災害防止協会  
顕功賞  
宮川宗之先生  
(労働安全衛生総合研究所)

令和7年度  
中央労働災害防止協会  
緑十字賞 労働衛生  
岡崎浩子先生  
(三井化学株式会社)

鷹屋光俊先生  
(労働安全衛生総合研究所)

山野優子先生  
(昭和医科大学)

日本産業衛生学会  
第2回関東地方会学会  
若手最優秀発表賞  
関根康寛先生  
(北里大学)

若手優秀発表賞  
土岐了大先生  
(慶應義塾大学)

若手優秀発表賞  
張 セン先生  
(労働安全衛生総合研究所)

## 日本産業衛生学会 第2回関東地方会学会開催報告

### 企画運営委員長

山野優子

(昭和医科大学、関東産業衛生技術部会部会長)

このたび、日本産業衛生学会関東地方会学会を7月25日(金)と26日(土)の2日間、東京都品川区の昭和医科大学上條記念館で開催した。若手会員の積極的な参加と活躍を願い、メインテーマは「次世代を見据えた産業保健活動 一若手の活躍を期待してー」とし、390名(会員304名、非会員77名、学生9名)にご参加いただいた。

初日の午前中は企業見学にご協力いただいた3社で実施し、富士電機株式会社川崎工場17名、東日本旅客鉄道株式会社東京総合車両センター18名、株式会社マテリアル19名の参加であった。午後からの一般演題(全て口頭発表)には38件の応募があり、約300名収容できる会場が満席となり盛況であった。特に40歳未満の若手枠では15演題の発表があり、その中から「若手優秀発表賞」3名を選出し、76名が参加した懇親会にて表彰する事ができた。夕方からは若手の会関東有志研修会による「論文掲載までの道のりー着想から細かいTipsまでー」が開催され、和やかな雰囲気の中、活発な意見交換ができた。2日目は、「若手学会員からみた専門職の人才培养ー産業構造の変化と今後の産業保健を見据えてー」をテーマに、四部会合同メインシンポジウムを実施した。各部会より選出された若手会員による発表を通して、学会や部会体制、多職種で連携していくことの重要性などについても意見を聞くことができ、今後の方針や部会での取り組みのヒントにもなった。その後の特別講演では、慶應義塾大学名誉教授の大前和幸先生をお迎えし、「産業化学物質と健康影響の疫学」と題してご講演いただいた。先生が長年取り組まれた化学物質のコホート研究について、研究限界にまで踏み込んだご講演は大変興味深く、参加者一同が熱心に拝聴した。全てのセッションで満席となり、参加者の関心の高さがうかがえた。さらに、会期中には各部会の研修会も開催された。

猛暑のなかでの開催となったが、顧問、企画運営委員、プログラム委員、実行委員、関東産業衛生技術部会世話人をはじめ、関係各位の多大なるご支援により、本会を実りあるものとすることができたこと、改めて深く御礼申し上げる。

### 企画運営委員総括を担当して

齊藤宏之

(労働安全衛生総合研究所)

今回の学会では、実地研修、四部会合同メインシンポジウム、特別講演、産業衛生技術部会研修会が日本医師会認定産業医制度の生涯研修の認定対象となり、多くの参加登録をいただいた。認定産業医制度については今年度より「MAMIS」を用いた電子的な申請に変更となり、その対応に苦慮させられたが、当日は大きな混乱もなく、スムーズに運営できた。東京都医師会、産業医部会ならびに、実行委員の皆様のご尽力に感謝申し上げる。

### プログラム委員長として

山内武紀

(昭和医科大学)

第1回でもプログラム委員として働いたが、委員長として役割分担の相違は大きく、企画構成が異なることも影響し、演題順の調整、若手優秀発表賞の評価方法の確立、企画内容の調整といったことが業務となり、その変化に戸惑う場面も少なくなかった。学会全体の構成や実務的な進行に関して、手探りで調整せざるを得なかったことも多く、例えば企業見学に参加予定の演者を、次に始まる一般口演では遅めの時間帯に配置すべきといった配慮が及ばず、運営上の反省点として残ることとなった。それでも、大きな混乱やトラブルなく全プログラムを終え、閉会を迎えることができたことに今はただただ安堵している。

### 実行委員長として

大久保茂子

(駒沢女子大学)

今回の学会は非常に多くの方にご参加いただき、皆様のご支援により無事盛会に終えることができた。手探りの運営であったが、関東産業衛生技術部会を中心に実行委員及びボランティアの皆様に臨機応変に対応いただいた。会期の2日間は快晴で気温が高かったため、室内温度をこまめに調節し、飲み物は凍らせたものを用意するなど快適に参加いただけるように配慮した。準備段階から当日の運営に至るまで多くの工夫を重ね、実りある学びと交流の場を築けたことを嬉しく思う。



上條記念館



山野企画運営委員長開会挨拶



医師会認定受付



日本産業衛生学会 第2回関東地方会学会  
2025年7月25日金 26日土  
昭和医科大学上條記念館



五十嵐地方会長挨拶



一般演題



若手有志の会



メインシンポジウム 会場



メインシンポジウム 演者



メインシンポジウム 座長



特別講演 座長 祖父江先生



特別講演 演者 大前先生



関東産業医部会 研修会



関東産業保健看護部会 研修会



関東産業衛生技術部会 研修会



関東産業歯科保健部会 研修会



懇親会会場



武林理事長挨拶



懇親会会場



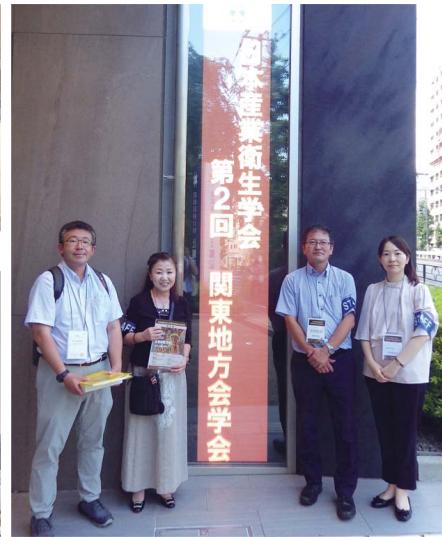
懇親会会場



若手表彰



第3回地方会学会紹介



(事務局から)ご参加ありがとうございました!

## 関東産業医部会報告



加藤憲忠  
(富士電機)

2025年度の関東産業医部会研修会を2025年11月8日に慈恵医大で開催した。参加者は59名であった。座長は飯田美穂幹事と長谷川将之幹事が務めた。

植木先生は、まず遺伝性腫瘍の一般的な特徴や遺伝カウンセリングの流れについて解説された。その上で、遺伝的なリスクを知ることで、適切な医学介入が可能であり、不用意に恐れず、正確な情報収集することの重要性を強調され、がん治療と仕事の両立支援における産業医の役割への期待を述べられた。

平岡先生は、令和8年4月1日より努力義務化される「治療と仕事の両立支援の推進」の概要を解説された上で、産業医としての両立支援への関わり方を、個別支援と組織支援に分けて、事例を交えながら説明された。

遠藤先生は、事業場で救急対応をどこまでやるかについて、スタッフとの認識合わせが重要であると最初に強調された。その上で、職場の救急対応の実際について、BLSや化学物質ばく露時、熱中症発生時を例に挙げ、対応の実際を解説いただいた。

佐久間先生は、警察職員の立場と求められる健康管理の特殊性に言及された上で、警察組織の熱中症に関するリスクについて説明された。さらに「熱中症対策マニュアル」の作成や、マニュアルを活用した熱中症対策の実際などについて紹介いただいた。

いずれの講演も大変興味深く、盛会裏に終了した。関東産業医部会では、今後も部会員のニーズに合った研修会を企画する予定である。

### プログラム

- 「～産業医も知っておきたい最新知識～がんと遺伝」  
がん研有明病院 臨床遺伝医療部長 植木有紗先生
- 「治療と仕事の両立支援～がん領域を例に～」  
ひらおか内科クリニック副院長 平岡 晃先生
- 「事業場内の救急対応～災害、熱中症対策を中心～」  
株式会社SUBARU 全社統括産業医 遠藤武尊先生
- 「警察職員が最大限に力を發揮するための健康管理・熱中症リスクへの対応」  
警察庁長官官房人事課 厚生管理室 指導第二係  
係長 佐久間 涼先生

## 関東産業保健看護部会報告



瀧本みお  
(日立製作所)

2025年7月25日、第2回関東地方会学会において、関東産業保健看護部会主催による実地研修会を開催した。今回の研修テーマは「これで進む！ストレスチェックを活用した遠隔職場環境改善の実践」。講師には日本赤十字看護大学の吉川悦子先生をお迎えし、30名の参加者とともに、グループワークを中心とした実践的な学びの場となった。

近年、職場環境と働き方の変化により、オフィスに出社せず遠隔で仕事を行う職場においても環境改善の取り組みが求められている。今回の研修では、事前課題として「リモートワーク職場用アクションチェックリスト」に回答した上でご参加いただいた。研修の前半では、ITシステムを活用した遠隔参加型の職場環境改善プログラムを通して「いきいき職場づくりのための改善策」について体験し、後半ではグループワークを通じて、各職場におけるストレスチェックや環境改善の好事例、課題の共有を行った。グループワークでは、参加者が日々の悩みを率直に語り合う場となり、「リアルな意見交換ができた」「職場環境改善の課題を再認識できた」「課題や障壁はあるが、それを乗り越えるためのヒントが得られた」「日々の活動とつなげて考えることができた」といった声が寄せられた。

本研修が、従業員や業務の特性を踏まえた組織的なストレス対策の一助となり、今後の実践に活かされることを願っている。



## 関東産業衛生技術部会報告



貴志孝洋  
(筑波大学)

日本産業衛生学会第2回  
関東地方会学会期間中の  
2025年7月26日(土)に第49  
回関東産業衛生技術部会研  
修会を開催した。酷暑の折であったが、参加者は  
200人を超えた。

本学会のメインテーマが、未来を担う若手の更  
なる活躍を期待するものであったため、研修会は  
「過去」に学び、「現在」を知り、「未来」に繋げること  
を目指して、「産業安全衛生の温故知新—ステッ  
プバックで学ぶこれまでの100年とこれからの100  
年—」と題して実施した。

産業保健の根底に流れる本来の目的は不变であるものの、産業保健分野を含め技術革新は目を見張るものがあり、日常生活だけではなく産業保健に携わる我々の環境も大きく変化している。「産業衛生学会100年」を2029年に迎えるにあたり、さらなる飛躍の100年を目指すためにも、改めてこのタイミングで歴史に目を向けることは有意義である。本研修会では「化学物質へのばく露」を  
フォーカスしつつ、津田洋子先生(帝京大学)より、  
産業保健の源流である足尾銅山の歴史と学びにつ  
いてご紹介いただいたのち、宮本俊明先生(日本  
製鉄株式会社)から鉄鋼業における産業保健の歴  
史について振り返りつつその取り組みについてご  
紹介いただいた。続いて、直近の化学物質管理に  
係る話題として溶接ヒュームばく露に係るリスク  
管理について山田 丸先生(労働安全衛生総合研究  
所)から、そして近年のDX推進の潮流を踏まえ  
PHR(パーソナルヘルスレコード)を活用した産  
業保健のこれからについて水口裕尊先生(東京大  
学)からご紹介いただいた。質疑応答は時間が足  
りなくなるくらい活発に行われ、過去の学びと未  
来の展望への関心の高さが強く示された研修会で  
あった。

## 関東産業歯科保健部会報告



濱谷智明  
(日立製作所)

2025年12月14日(日)10時  
00分~12時15分に、2025年  
度関東産業歯科保健部会後  
期研修会をテーマ「産業保  
健職が知っておくべき閉塞性睡眠時無呼吸  
(OSA)」で、座長を後藤理絵先生(ライオン歯科  
衛生研究所)と濱谷でオンライン(Zoom)にて開  
催した(参加者27名)。

まずは、奥野健太郎先生(大阪歯科大)から「閉  
塞性睡眠時無呼吸の最新情報」と題して、ご講演  
いただいた。OSAは日本の経済損失が約15兆円に  
上る重大な社会問題で、潜在患者は軽症を含めると  
約2,200万人(国民の約5人に1人)である。また日  
中の眠気、集中力低下、疲労などに加え、高血圧、  
糖尿病、心疾患などの生活習慣病のリスクを高  
め、交通事故の確率を2.5倍にするなど労働災害  
上のリスクも明らかである。診断において、患者  
の90%以上が習慣的にいびきをかくため、スク  
リーニングの重要な手がかりとなる。さらに  
Apple Watchやスマートリングなどのウェアラ  
ブルデバイスにもOSAのスクリーニング機能が  
付いているとのことであった。なお講演中に、講  
師ご自身が鼻から内視鏡を入れて、下顎を前後さ  
せた時の気道の状況をお見せいただいたのには驚  
いた。続いて石山裕之先生(東京科学大)からは  
「顎関節症の視点からみる閉塞性睡眠時無呼吸に  
対する口腔内装置治療のリスクマネジメント」と  
題して、ご講演いただいた。歯科で行う口腔内装  
置(Oral Appliance: OA)療法は下顎を前方に誘  
導するため顎関節や咀嚼筋に負荷がかかるが、顎  
関節症患者でも使用することは可能との話であ  
った。両講師の講演後は活発な質疑応答が行われた。

2026年度関東産業歯科保健部会前期研修会は第  
3回関東地方会学会期間中に開催予定(テーマは未  
定)である。

## 研究室紹介



東京女子医科大学  
衛生学公衆衛生学講座  
公衆衛生学分野  
野原理子

東京女子医科大学衛生学  
公衆衛生学講座は、1934年  
(昭和9年)に本学創立者・吉

岡彌生先生のご子息である吉岡博人先生によって創設されました。以来、社会全体の健康問題を対象とする教育・研究の拠点として、予防医学と公衆衛生の発展に寄与してきました。創設当初から、女性の社会的地位の向上を重視する本学の理念に基づき、女性医師の育成と社会医学の推進に力を注いできた点が大きな特色です。

長年にわたり、疫学、環境衛生、保健統計、健康新政策などの分野で教育と研究を展開し、地域保健、母子保健、高齢者福祉、学校保健、産業保健、国際保健といった多様な領域において実践的な成果を挙げてきました。特に、疫学的手法を用いた集団レベルの健康課題の分析と対策提言においては、国内外の研究機関との連携を通じて先進的な取り組みを行ってきました。

2024年には、従来の環境・産業医学分野が公衆衛生学分野に統合され、衛生学公衆衛生学講座公衆衛生学分野に一本化され、分野内に公衆衛生学部門、環境・産業医学部門、グローバルヘルス部門を置く形で再編されました。従いまして当講座では、寄生虫学や熱帯医学を含む国際的な健康問題への対応、環境化学物質や産業環境による健康影響の研究、産業保健に関する政策的課題へのアプローチも行っています。

教育面では、医学部生に対して統計学・疫学・EBM(根拠に基づく医療)などの基礎から応用までと、公衆衛生学全般を体系的に教授し、医療現場での実践力を養成しています。

このように、東京女子医科大学衛生学公衆衛生学講座は、創設以来90年にわたり、時代の変化に応じて進化を続けながら、医学と社会の接点に立ち、健康で持続可能な社会の実現に貢献し続けています。

## 地方会長からのメッセージ



関東地方会長  
五十嵐千代  
(東京工科大)

2026年(令和8年)になり、  
本年もどうぞ、よろしくお  
願いします。さて、今年は  
どんな年になるでしょうか。  
新年早々、アメリカによるベネズエラ政府への  
介入など、世界秩序が変わるものではないかと危  
惧しています。また、国内の政界も変化があり、  
今後の動向が気になります。

社会の動きは、働く人達をとりまく環境にも大  
きく影響します。社会や経済の変化が速い今日、  
産業保健のあり方もそれにあわせて柔軟に対応し  
ていく必要があると思います。

今年の第3回関東地方会学会は7月10日(金)、11  
日(土)に北里大学の堤 明純先生が企画運営委員  
長をつとめ、神奈川県立かながわ労働プラザで開  
催されます。テーマは「実践に活かす産業保健」  
です。変化する社会にあわせて、研究で得られた  
エビデンスを実践に活かしていくという企画運営  
委員長の意図が伝わってまいります。関東地方会  
学会はこれまで2回開催しましたが、全国版と異  
なり、多様な職種が様々なテーマでの知見を結集  
していることから、今日的産業保健の課題をコン  
パクトに収集することができます。よって、参加  
された皆様から、「とても考えさせられた」「今時  
の産業保健の全体像が見えた」「興味深かった」な  
どの意見がよせられ、「楽しかった!」と多くの方  
からの感想がありました。“科学と実践”を関東地  
方会学会から発信できればよいと思っています。  
そして、若手会員の活躍も期待されています。関  
東地方会学会で学び、懇親を深め、皆様の拠りど  
ころになる会となると思いますので、多くの皆様  
のご参加をお待ちしています。

関東地方会は全国9地方会の中で、着実に会員  
数を増やしており、学会全体の半数を占めています。  
関東地方会の活性化が本学会の活性化にもつな  
がります。是非、今年1年も、関東地方会がさら  
に発展する年になりますよう、ご協力をお願いし  
ます。皆様におかれましても、よき1年になります  
ようお祈り申し上げます。

## 通達・行政ニュース

山本健也(労働安全衛生総合研究所)

1. 「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について  
([基発1008第1号](#) 令和7年10月8日)

化学物質の濃度基準値を定める告示が改正され、令和6年度に検討・承認された78物質の濃度基準値が定められた。本告示は令和8年10月1日から適用される。

2. 労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について  
([基発1029第1号](#) 令和7年10月29日)

電離放射線障害防止規則の改正

([厚生労働省令第百八号](#))

透過写真撮影業務特別教育規程の改正

([厚生労働省告示第二百八十七号](#))

「電離放射線障害防止規則」と「透過写真撮影業務特別教育規程」が改正され、令和7年10月29日に施行された(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日から順次施行される)。概要としては、(1)工業用等(医療用を除く)の特定エックス線装置(管電圧が10kV以上)および管電圧150kV超の一部のエックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置の操作室設置義務化等、(2)エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の見直し、(3)特別教育の実施対象となる業務の拡大が挙げられている。以下に、リーフレットが公開されている。

- ・[電離放射線障害防止規則等の改正について](#)
- ・[作業主任者の職務が追加されます](#)
- ・[特別教育の対象業務を拡大します](#)

3. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

([基発1118第1号](#) 令和7年11月18日)

本省令改正では、がん原性物質に係る記録等に関する、事業を廃止しようとするときのがん原性物質に係る対象記録等の所轄労働基準監督署長へ提出することが規定された。また、皮膚等障害化学物質について、国が行うGHS分類(GHS政府分類)の結果、それに該当することとなる物質については、GHS政府分類結果公表の約2年後を適用日とすることとされた。

## 理事会報告より

五十嵐千代(東京工科大)

2025年度 第2回 (2025年7月20日)

審議事項より抜粋

1. 2025年度第1回理事会議事録が承認された。
2. 理事役割分担の案が提示され一部修正のうえ承認された。
3. 基盤事項推進タスクフォースの活動計画について2年間活動を継続することが提案され、承認された。
4. 2026年度総会で外部理事及び外部監事を選任する旨、報告された。
5. 会費請求方法の変更について、オンラインでのクレジットカード決済を導入することが提案され、承認された。
6. 新規入会申し込みがあった個人会員317名と、賛助会員1件について手続きが承認された。

報告事項より抜粋

1. 第39回日本産業衛生学会全国協議会の担当地方会の検討や、第35回日本産業衛生学会全国協議会の4部会企画について議論したことが報告された。
2. 専門医制度委員会報告：登録者数(指導医538名、専門医170名、専攻医311名)が報告された。
3. 許容濃度等に関する委員会報告：許容濃度等に関する外部からの問い合わせが7件あったことが報告された。
4. 産業保健看護専門家制度委員会報告：登録者数(上級専門家96名、産業保健看護専門家209名)が報告された。
5. 正会員数は、9,389名(2025年7月7日現在)と報告された。

2025年度 第3回 (2025年10月12日)

審議事項より抜粋

1. 2025年度第2回理事会議事録が承認された。
2. 現行定款5項目の改訂案と変更理由が示され、審議は継続となった。
3. 外部理事、外部監事の選任については、継続審議となった。
4. コンプライアンス関係(会員の懲戒について)について、細則案が提示され、方向性は承認された。今後、詳細は継続審議となった。

5. 表彰制度候補者について各選考委員会より選考結果が報告され、承認された。
6. 委員会内規の変更案が提出され、承認された。
7. 海外勤務健康管理研究会から研究会の規則の変更案が提出され、承認された。
8. 新規入会申し込みの個人会員114名。賛助会員に申し込みがあった法人の入会について審議し、承認された。
9. 「健康日本21推進全国連絡協議会」への入会を決定した。

#### 報告事項より抜粋

1. 第39回日本産業衛生学会全国協議会は、北海道地方会が担当することが報告された。
2. 専門医制度委員会報告：登録者数(指導医540名、専門医168名、専攻医317名)が報告された。
3. 許容濃度等に関する委員会報告：許容濃度等に関する外部からの問い合わせが3件あったことが報告された。
4. 産業保健看護専門家制度委員会報告：登録者数(上級専門家97名、産業保健看護専門家210名)が報告された。
5. 正会員数は、9,458名(2025年9月30日現在)と報告された。

## 幹事会報告より

中野愛子(日立製作所)

#### 2025年度 第1回 (2025年4月19日)

1. 2024年度第4回幹事会の議事録案が承認された。
2. 五十嵐地方会長より新任幹事の任命が行われ、承認された。退任幹事についても報告があり、代表して会場参加された篠原幹事に感謝状が贈呈された。
3. 中野幹事長より、2024年度事業報告が行われた。
4. 田中会計担当より2024年度会計報告が行われた。決算の差異記載方法について質問があり、学会指定のフォーマットに従い変更できない旨が説明された。
5. 柳澤監事より、角田監事とともに2024年度会計監査を行ったことが報告され、承認された。
6. 中野幹事長より、2025年度事業計画案について説明された。
7. 田中会計担当より、2025年度の予算案が説明された。
8. 中野幹事長より、2025年度地方会役員および委員について説明がなされた。地方会選出理事候補者は、5月の学会総会で信任を諮る予定である。五十嵐地方会長より、武林地方会副会長の退任と、新任副会長として須賀幹事が任命されたことが報告され、承認された。
9. 五十嵐地方会長より、地方会研修会案について開催意図および企画運営について説明がなされた。地方会学会に加えて研修会が年2回開催される負担増について十分に議論されたか質問があり、五十嵐地方会長より、これまでの幹事会での議論結果を踏まえて説明された。
10. 関東産業医部会の大橋理事より、2025年度の活動予定について説明された。
11. 関東産業保健看護部会の吉川幹事より、2024年度の各県での活動報告と研修会実施報告、2025年度の活動予定について説明された。
12. 関東産業衛生技術部会の山野部会長より、第2回地方会学会時に開催予定の4部会合同シンポジウムおよび産業衛生技術部会の研修会について説明された。
13. 関東産業歯科保健部会の濵谷部会長より、2024年度の活動報告および2025年度の活動予定について説明された。
14. 電磁界下での作業による健康リスク研究会に

## 地方会総会報告より

中野愛子(日立製作所)

#### 2025年4月19日開催

1. 中野幹事長より2024年度事業報告および田中会計担当より2024年度決算報告が説明され、柳澤監事より監査報告を受け、それぞれ承認された。
2. 中野幹事長より2025年度事業計画案が説明され、承認された。
3. 田中会計担当より2025年度予算案が説明され、承認された。
4. 中野幹事長より日本産業衛生学会関東地方会関連名簿に基づき2025年度地方会役員について説明された。

ついて中野幹事長より代理で報告があり、活動が再開される予定と伝えられた。

15. 健康的な職場づくり研究会の大久保代表世話人より、研修会が秋頃オンラインにて開催予定に変更と報告された。
16. 関東地方会ニュースについて、山瀧編集委員長より51号地方会ニュースが2月に発行され、52号・53号の発行予定について報告された。
17. 地方会学会準備委員会の中野幹事長より、定期的に準備委員会が開催され、第2回および第3回地方会学会の準備状況が報告された。
18. 第2回地方会学会準備状況について、山野企画運営委員長より、参加者および演題登録等の報告された。
19. 第3回地方会学会準備状況について、堤企画運営委員長より会場候補について説明された。
20. 理事会について、五十嵐地方会長より、5月14日学会総会での新理事長の選出、認定産業医の管理方法の変更、EXPOでの学会の企画が報告された。
21. 五十嵐地方会長より、理事会報告として2028年第101回学会(関東地方会担当)の会場としてパシフィコ横浜に決定されたことが報告された。物価高に伴う費用高騰により、期間や会費の検討が今後行われることが説明された。

## 2025年度 第2回 (2025年7月26日)

1. 2025年度第1回幹事会議事録案が承認された。
2. 五十嵐地方会長より、新編集委員の就任について高谷一成氏を任命する旨の説明があり、承認された。
3. 研修会の開催について、五十嵐地方会長より、今年度以降の研修会の在り方について慎重に検討する方針が示された。幹事から、事務負担軽減、支出抑制、収支見通しの厳しさ等について意見が出された。地方会長より、意見を踏まえ検討を進める旨の発言があった。
4. 第101回学会学術集会について、関東地方会が当番であり、会場はパシフィコ横浜とすること、概算見積が説明された。企画運営委員長を五十嵐地方会長、副委員長を須賀地方会副会長とする体制で進める提案があり、承認された。
5. 第2回地方会学会報告について山野企画運営委員長より申込者数約400名、懇親会参加76名であり、収支は次回幹事会で報告予定と説明

された。また、実地研修が無事終了した旨報告された。

6. 関東産業医部会の大橋理事より活動報告が行われた。第2回地方会学会での講演・グループ討議により若手のネットワーク形成につながった。11月8日に研修会を開催予定である。
7. 関東産業保健看護部会の帆苅幹事より、幹事会および研修会の実施状況が報告された。12月上旬に「両立支援と合理的配慮」をテーマとした研修会を企画中である。
8. 関東産業衛生技術部会の山野部会長より、第49回研修会を7月26日に開催予定であると報告された。
9. 関東産業歯科保健部会の濱谷部会長より、前期研修会を7月26日に開催予定、後期研修会は秋冬頃にオンライン開催予定であることが報告された。
10. 電磁界下での作業による健康リスク研究会より、世話人代表であり地方会幹事であった鈴木勇司先生の逝去が報告され、黙祷を行った。
11. 健康的な職場づくり研究会の大久保代表世話人より、11月上旬産業薬剤師による活動の研修をオンラインで開催予定であると報告された。
12. 関東地方会ニュースについて、山瀧編集委員長より第52号が発刊され、編集委員の退任・就任が報告された。第53号は2月初旬発刊予定である。
13. 関東地方会学会準備委員会の事務局より、第4回地方会学会について、企画運営委員長を土肥幹事とし、会場を東京工科大学で検討中であると報告された。
14. 第3回地方会学会準備状況について、堤企画運営委員長より、会期を2026年7月10日～11日に変更し、かながわ労働プラザを予約済であり、今後、予算・運営を検討すると報告された。
15. 五十嵐地方会長より、理事会報告として、新理事長の方針、地方会運営の持続可能性、定款変更の検討、会費のクレジットカード決済の導入、専門医制度変更、会員数動向等について報告された。
16. 名誉会員として、大前和幸先生を地方会より推薦することが提案され、承認された。

## 学会等開催予定

第4回健康的な職場づくり研究会研修会  
日時:2026年2月10日(火) 17:00~18:30  
会場:オンライン開催  
参加申し込みフォーム  
<https://forms.gle/deJ7kyPn3Nop5aLE6>

### 第3回関東地方会学会

日時:2026年7月10日(金)・11日(土)  
会場:神奈川県立かながわ労働プラザ(横浜市)  
企画運営委員長:堤 明純(北里大)

### 第99回日本産業衛生学会

日時:2026年5月27日(水)~30日(土)  
会場:大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)  
(大阪市)  
企画運営委員長:林 朝茂(大阪公立大)  
森口次郎(森口産業医事務所)

### 第36回日本産業衛生学会全国協議会

日時:2026年11月5日(木)~7日(土)  
会場:倉敷市民会館、倉敷市芸文館、  
倉敷アイビースクエア(倉敷市)  
企画運営委員長:伊藤達男(川崎医大)

### 第96回日本衛生学会学術総会

日時:2026年3月19日(木)~21日(土)  
会場:栃木県総合文化センター(宇都宮市)  
大会長:小橋 元(獨協医大)

### 第33回日本産業精神保健学会

日時:2026年8月1日(土)・2日(日)  
場所:枚方市総合文化芸術センター(枚方市)  
大会長:三木明子(関西医科大学)

### 日本産業保健法学会第6回学術大会

日時:2026年8月29日(土)・30日(日)  
場所:KFC Hall & Rooms  
(国際ファッショセンタ)(墨田区)  
大会長:黒澤 一(東北大)

### 日本産業看護学会第15回学術集会

日時:2026年11月21日(土)・22日(日)  
場所:長良川国際会議場(岐阜市)  
学術集会長:梅津美香(岐阜県立看護大)

※最新の情報は、各学会ホームページ等でご確認ください。

※掲載を希望される場合は事務局までご連絡ください。

## 編集後記

先日、散髪をしていた際、店主から「理容室は40年くらい前まで痰壺を置くことが義務付けられて、無いと保健所に怒られたんですよ。中にはクレゾール消毒液をいれてました。」という話を聞いて驚いた。調べてみたら確かにその通りで、1951年の結核予防法の改正により多くの場所で痰壺の設置義務が廃止されたが、理容師法には1985年まで条文が残っていたそう。結核が蔓延していた時代、客の顔の近くで長時間作業する理容師の結核罹患率はいかほどであったであろうかと思いつつ、先人が築いた衛生的な作業環境に感謝するばかりである。なお、現在は衛生的な環境を保つため「蓋つきの汚物箱」の設置義務があるとのことである。 (能川)

昨今のサイクリストの懸案は、夏の猛暑と秋熊であります。初秋のはずの9月の「アワイチ(淡路島一周)」は猛暑と少ない補給の中でのギリギリの戦いであり、10月開催予定だった「フジイチ(富士山麓一周)」は、公式発表は雨によるDNS(中止)でしたが、数日前にコース上に出没したクマのせいではないかと疑わずにはいられません。なおこのDNSの悔しさは、クマが出ない県として観光客が殺到している千葉県を経由した「ワンイチ(東京湾一周)」で晴らすことができました。そのほか補給が良いミウライチ(マグロとバーガーの聖地を回る)など、体力勝負の面がある「化学物質の自律的な管理」の基盤整備と普及啓発のために、鍛錬する日々が続いております。 (山本)

## 訃報

### 掛本知里先生

関東地方会選出理事として学会運営に  
ご尽力いただきました。  
ここに生前のご指導に感謝いたします。



## 編集委員名簿

小倉康平、萱場隆人、久保恵子、濵谷智明、  
高谷一成、谷山佳津子、照屋浩司、富永知美、  
中谷 敦、○能川和浩、宮本俊明、○山瀧 一、  
山野優子、山本健也、与五沢真吾

○編集委員長 ○副委員長 (50音順)